

喫煙に「健康」と「環境」面から厳しい目

◆「東京都受動喫煙防止条例」、9月から飲食店で禁煙状況の店頭掲示義務付け

オリンピック開催などを前に、東京都は「東京都受動喫煙防止条例」・「改正健康増進法」一部施行を行い、公的機関や飲食店での禁煙を進めている。

2019年7月からは、保育所、幼稚園、学校、各種養成施設、児童福祉施設、病院、行政機関等は屋内完全禁煙となり、9月からは保育所、幼稚園、小中高校等は、屋外も含めて敷地内完全禁煙となった。

飲食店では、9月から店内における喫煙・禁煙状況（全面禁煙、店内喫煙可、喫煙専用室あり）の店頭掲示が義務付けられており、20年4月からは、全面施行後の制度（原則屋内禁煙）に対応した標識の掲示が必要となる。

図表1 東京都の飲食店禁煙ポスター案内



喫煙に対する規制が強化される理由は健康面の問題からだ。東京都は、以下のような理由を挙げている。

- ・喫煙は、がんや循環器疾患、COPD（慢性閉塞性肺疾患）を含む呼吸器疾患、糖尿病、歯周病など、さまざまな生活習慣病のリスクになる。
- ・たばこの煙に含まれる化学物質は4,000種類以上と言われ、周りの人にも悪影響を及ぼす。「受動喫煙」によって、虚血性心疾患や肺がんのリスクが高まることわかっている。
- ・妊娠中の女性の喫煙・受動喫煙は、早産や死産、低出生体重児などの誘因にもなる。授乳中の女性がたばこの煙を吸うと、母乳中にニコチンが混じり、乳児がニコチンを取り入れることにもつながる。

◆国連のSDGsの目標でも、WHOのたばこ規制枠組条約の実施強化を掲げている

たばこの規制は世界的な課題で、国連で採択された30年までに目指す17の「持続可能な開発目標（SDGs）」のうち、ゴール3「すべての人に健康と福祉を」のターゲット3. aは、「すべての国におけるWHOたばこ規制に関する枠組み条約の実施を強化すること」を掲げる。WHOの規制では、受動喫煙防止などを挙げている。

◆ポイ捨て、プラごみ、たばこは環境汚染の原因にもなっている

たばこには、発がん性物質やニコチンなど200種類以上の有害物質が含まれているといわれ、フィルターにも吸着している。路上や側溝にポイ捨てされた吸い殻は、排水とともに河川や海に流れ込む。フィルターはプラスチック製のため、レジ袋と同様に、紫外線で細かくなり、マイクロプラスチックになっていく。分解までに10年程度はかかるとみられ、その間に有害物質が漏れだす恐れもある。

現在、たばこは世界で年間6兆本弱消費され、吸い殻の約3分の2は無責任に捨てられているという推計もある。電子式たばこもプラスチックカプセルを使用するものがあり、すでにカプセルが海岸に流れついているという事例報告もある。

◆たばこのフィルターは、EUでは使い捨てプラ規制の対象

海洋汚染では、ストロー、ペットボトル、レジ袋が注目されているが、欧州連合（EU）が進める「使い捨てプラスチック製品の規制」の検討対象に、「たばこのフィルター」も挙げられている。欧州の海岸で多くみられる10製品が、使い捨てプラスチックゴミの86%を占め、海洋ゴミの50%を占めていた（図表2）。

EUが掲げる「循環経済」では、「リユースやリサイクル」などを進め、「廃棄物の削減」を目指す。使い捨てはやめ、再資源化できない物の利用は、できるだけ控える。サステイナブルな製品に代替できる場合には「代替品」に移行する。リサイクルや代替できない場合は、回収費用負担など「生産者責任」も求める方向で、各国で法整備をすすめている。

図表2 欧州の海岸で多いプラスチック10製品



19年8月、ドイツ連邦環境省と地方自治体系企業の連盟は、自治体で負担している公的空間に廃棄されるファーストフード容器、飲料容器、軽量プラスチック袋、たばこのフィルターなどの使い捨て製品の清掃と処理に掛かる費用を、拡大生産者責任の観点から生産者の負担とする方針を発表した。

SDGsのゴール14「海の豊かさを守ろう」、ゴール12「つくる責任つかう責任」の観点からも、喫煙には厳しい目が向けられている。 【赤山英子】